

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社ぐるなび			コード	2440
提出日	2024/6/7	異動(予定)日	2024/6/26		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし		
1	藤原裕久	社外取締役	○											○						有
2	武田和徳	社外取締役											○	○						
3	小野由衣	社外取締役											○	○						
4	南木武輝	社外取締役	○																	有
5	佐藤英彦	社外取締役	○																	有
6	石田義雄	社外取締役	○																	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	同氏が取締役専務執行役員を務める東急(株)との間で、当社が同社と共同で運営する訪日外国人向け観光情報提供サービス「LIVEJAPAN PERFECT GUIDE」の売上及び運営費用の分配等に係る約24百万円の取引及びミールキット卸売に係る1.7百万円の取引がありますが、取引額が同社の連結売上高の2%未満であることから、一般株主と利益相反の生じるおそれはなく、独立性への影響はありません。	経営陣からの高い独立性のもと、東急(株)において財務戦略の立案・推進に従事した経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくとともに、社外取締役としての監督機能を適切に発揮していただきため、社外取締役として選任すると同時に独立役員に指定しました。
2		経営者としての豊富な経験と消費者ビジネスに関する高い見識を当社の経営に活かしていただくとともに、社外取締役としての監督機能を適切に発揮していただきため、社外取締役として選任しました。
3		食関連ビジネスを始めとするEC事業分野における高い見識を当社の経営に活かしていただくとともに、社外取締役としての監督機能を適切に発揮していただきため、社外取締役として選任しました。
4		同氏は、社外取締役又は社外監査役に就任する以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、他社における社外監査役を長年経験されており、弁護士としてコンプライアンス経営に高い見識を有していることから、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できると判断し、選任しました。
5		同氏は、社外取締役又は社外監査役に就任する以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、他社における社外監査役を長年経験されており、弁護士としてコンプライアンス経営に高い見識を有していることから、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できると判断し、選任しました。
6		経営陣からの高い独立性のもと、他社における経営者としての豊富な経験と高い見識及び公共交通に関する知見にもとづく助言、提言を期待できること、また、他社の監査役及び当社の社外監査役としてのこれまでの経験を活かし、監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できると判断し、選任しました。

## 4. 補足説明

当社は、金融商品取引所の定める独立性基準に基づき、社外取締役の独立性基準を以下のように定め、社外取締役が次の項目のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。

- ① 当社グループの業務執行者（※1）若しくは子会社の業務執行者でない取締役
  - ② 当社を主要な取引先とする者（※2）又はその業務執行者
  - ③ 当社の主要な取引先（※3）又はその業務執行者
  - ④ 当社から役員報酬以外に多額（※4）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいいます。）
  - ⑤ 当社の主要株主（※5）（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等（業務執行者又は過去に業務執行者であった者をいいます。）をいいます。）
  - ⑥ 社外役員の相互就任（※6）の関係にある先の出身者
  - ⑦ 当社が多額の寄付を行っている先又はその出身者
  - ⑧ 過去3年間において上記1から7に該当したことがある者
  - ⑨ 近親者（※7）が上記1から8のいずれかに該当する者。ただし、第4項以外は重要な者（※8）に限ります。
- ※1 「業務執行者」とは、現に所属している業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者をいいます（以下同じ）。
- ※2 「当社を主要な取引先とする者」とは、相手方の連結売上高の2%超の支払いを当社グループが行った者をいいます。
- ※3 「当社の主要な取引先」とは、当社グループの連結売上高の2%超の支払いを当社グループに行った者又は当社グループの連結総資産の2%超の融資を当社に行った者をいいます。
- ※4 「多額」とは、当社グループからの提供が、過去3事業年度のいずれかにおいて、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の場合は、当該団体の連結売上高又は総収入の2%を超えることをいいます（以下同じ）。
- ※5 「主要株主」とは、総議決権の10%以上を直接又は間接的に保有している者をいいます。
- ※6 「社外役員の相互就任」とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外取締役又は社外監査役であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社グループの社外取締役又は社外監査役であることをいいます。
- ※7 「近親者」とは、配偶者又は二親等以内の親族をいいます。
- ※8 「重要な者」とは、取締役、執行役、執行役員又は部長相当以上の役職及び権限を有する者をいいます。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。  
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。